

平成 30 年 11 月 27 日

名古屋大学のみなさまへ

情報連携統括本部長
藤巻 朗

不正ソフトウェアによるマルウェア感染に関する注意喚起

昨今、不正なソフトウェアをダウンロード、インストールしたことによりマルウェアに感染するという情報セキュリティインシデントが学内において多発しております。不正なソフトウェアの例としては以下のようなものがあり、主に海外のサイトからダウンロードされる場合や、海外で PC にダウンロードされた状態で持ち込まれる場合があります。

- 有料のソフトウェアの違法コピーにより無料で使用可能な状態とした海賊版と呼ばれるソフトウェア
- 有料のソフトウェアを無料で利用可能とする不正ライセンスなどの違法ソフトウェア
- 正規のサイト以外の無関係なサイト等で再配布されている、無料ソフトウェアやドライバ等
【具体例：Microsoft Office、IBM SPSS、Clarivate EndNote、Adobe Flash Player など】

不正ソフトウェアには、マルウェアが含まれている可能性がありますので、海賊版などの違法ソフトウェアは使用しない、無料配布されているソフトウェアは正規サイト以外からはダウンロードしないようお願い致します。

法的な観点からは、違法ソフトウェアのダウンロード、使用は、著作権法 119 条 1 項 権利侵害罪に当たり、**懲役 10 年以下、1,000 万円以下の罰金**のいずれかまたはその双方の**刑事罰**が科せられる可能性があります。

また、著作権者から侵害行為の差止請求、**損害賠償請求**がなされる可能性があります。実際に、日本国内の大学において使用された違法ライセンスソフトウェアに対し、著作権者から請求が行われ、数百万円の支払いが生じたという事例もあります。

名古屋大学内においても、学生が違法ソフトウェアなどのダウンロード、使用を行った場合には「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程 第 2 条第 3 号」に該当する行為であり、懲戒等の対象となる可能性があります。

教員の皆様におかれましては、指導学生が上記に該当するようなソフトウェアを使用していないことをご確認いただき、今後も該当する行為のないよう周知徹底をよろしくお願い致します。

<本件に関するお問い合わせ先>
情報戦略室 情報セキュリティ担当
e-mail: security@icts.nagoya-u.ac.jp